

令和6年  
8月受診分  
から

# 子ども医療費助成が ますます充実します!

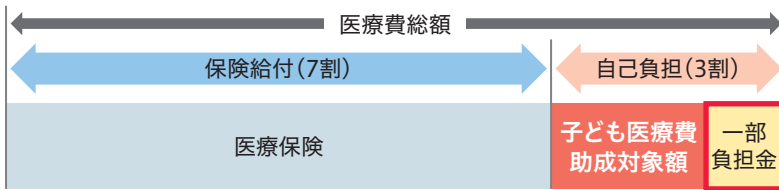


医療機関での窓口負担が少なくなる制度の対象が未就学児までから**子ども全員**に拡大します!

これまで小学生～高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)までは、いったん医療機関の窓口で、医療保険の自己負担を支払い、後日、市町村から助成金が支払われる制度(自動償還方式)でしたが、窓口で**低額の一部負担金**のみの支払いで受診できる制度(現物給付方式)に変わります。

対象	令和6年7月受診分まで	令和6年8月受診分から
未就学児	現物給付方式	現物給付方式
小学生～高校生	自動償還方式	

## 小学生から高校生世代までの方の窓口支払イメージ



一部負担金の額は、市町村により異なります。詳しくはお住まいの市町村福祉医療担当課にお問い合わせください。

- 県内の医療機関などで受診する場合が対象です。
- 奈良市にお住まいの小学生および中学生については、既に現物給付方式が適用されています。

令和6年8月受診分からこの部分の窓口での支払いが不要になります。

なるほど!



問 県医療保険課 ☎0742-27-8546 FAX 0742-27-0445

# 消費者トラブルで困ったときは、早めに 消費生活センターへご相談ください!



「おかしいな」「あやしいな」と思ったら  
**消費者ホットライン**にお電話を!

消費者  
ホットライン  
ナビダイヤル  
局番なし **いやや!**  
**188**

※年末年始を除いて原則毎日利用可です。  
※相談無料  
(通話料は要負担)

身近な消費生活相談窓口をご案内します

SNS上で知った著名人の投資勉強会に参加し振込みしたが、連絡不能になった。



お試し価格で1回だけと思い、申し込んだ美容液が定期購入となっていた。



広告を見てトイレの修理を依頼したら高額な料金を請求された。



## 消費者被害トラブル防止のための啓発動画

今、注意したいトラブルを短時間のアニメーション動画でわかりやすく紹介(フィッシング、ネット通販の定期購入、SNSのもうけ話など)。



## 身近な消費者トラブルQ&A

消費生活相談窓口寄せられたよくある相談30事例について対処法や基礎知識、注意点を掲載しています。



専門の相談員が消費生活に関する相談を受け、アドバイスや問題解決のお手伝いをします。お住まいの市町村でも消費生活相談を受け付けています。

問 県消費生活センター ☎0742-36-0931 FAX 0742-32-2686  
県消費生活センター 中南和相談所 ☎0745-22-0931 FAX 0745-22-4999  
🌐 [www3.pref.nara.jp/syouseiseikatsucenter](http://www3.pref.nara.jp/syouseiseikatsucenter)

